

AI 戦略推進関係省庁会議の開催について

令和 6 年 12 月 26 日
関係省庁申合せ
令和 7 年 5 月 14 日
一部改正

1. 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、関係省庁が情報交換・意見交換を行い、連携を図るとともに、総合的な施策を検討・推進するため、AI 戦略推進関係省庁会議（以下、「関係省庁会議」という。）を開催する。
2. 関係省庁会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
顧問	デジタル大臣
議長代行	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長
議長代理	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
構成員	内閣官房国家安全保障局内閣審議官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター総括副センター長 内閣府政策統括官（経済安全保障担当） 内閣府男女共同参画局長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 公正取引委員会事務総局官房デジタル・国際総括審議官 警察庁警備局長 警察庁サイバー警察局長 警察庁長官官房技術総括審議官 個人情報保護委員会事務局長 金融庁総合政策局審議官 消費者庁政策立案総括審議官 こども家庭庁長官官房審議官（総合政策等担当） デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官 デジタル庁省庁業務サービスグループ統括官 総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当） 総務省国際戦略局長 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

外務省総合外交政策局長

外務省経済局長

文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官

農林水産省大臣官房技術総括審議官

農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

経済産業省商務情報政策局長

国土交通省大臣官房技術総括審議官

国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

防衛装備庁技術戦略部長

3. 関係省庁会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、議長の指名する者とする。
4. 関係省庁会議は、資料を含め、原則として非公開とするが、議事要旨については、原則として公表する。
なお、議長が別に定める場合はこの限りではない。
5. 関係省庁会議の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、関係省庁会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が定める。